

# 京都府地球温暖化対策条例及び 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の 一部改正について [令和8年3月13日公布]

## <趣旨>

国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定等を踏まえ、令和8年度以降の温室効果ガスの削減目標の見直しや新たな設定を行うとともに、その達成のために必要な省エネ施策や再生可能エネルギーの導入・利用促進施策等を推進するため、京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の所要の改正を行うもの。

## <改正の概要>

### (1) 京都府地球温暖化対策条例

#### ① 温室効果ガス排出量の新たな削減目標

2030年度 ▲40%以上	➡	2030年度 ▲46%以上	施行日 R8.3.13
		2035年度 ▲60%	} 施行日 R8.4.1
		2040年度 ▲73%	

② 脱炭素意識の向上や行動変容を促すため、脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなる府民による地球温暖化対策に関する必要な情報の把握と把握に資する府の支援 施行日 R8.10.1

### (2) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

再エネ導入計画認定制度（中小企業等による再エネ導入等の計画認定及び税制優遇）が令和7年度末で失効することから、失効期限を5年延長 施行日 R8.3.13